

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 117 条第 1 項第 28 号の 2 の規定に基づき、金融庁長官が指定する時点を定める件	指定告示
金融商品取引業者等	金業者等
店頭外国為替証拠金取引	店頭 F X 取引
店頭外国為替証拠金取引を行う業者	店頭 F X 業者
店頭 F X 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会	有識者検討会

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>金商業等府令府令第 117 条第 1 項第 27 号及び第 28 号の「顧客」は個人に限ると規定されているが、金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の 2 に規定する事項を公表するにあたっては、法人を取引相手方とする取引の額等も含めるとの認識で相違ないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
2	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の 2 にイ～ロに規定する事項について、金商業者等が、海外で FX 事業を運営している会社やいわゆるホワイトラベル業者との契約がある場合には、これらの事業者ごとに公表するという理解でよいか。</p>	<p>金商業者等は、金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号の 2 イ～ロに規定する事項について、取引相手方ごとに公表することを求められていません。</p>
3	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の 2 イ～ロに規定する事項について、「通貨」に関する各種計算を「通貨毎に行なうもの」あるいは「通貨ペア毎に行なうべきもの」か明確にされていない。実務的には後者が適切と考えているが、後者も想定したものと理解してよいか。</p>	<p>金商業者等は、金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号の 2 イ～ロに規定する事項について、通貨毎又は通貨ペア毎に計算し公表することも認められます。</p>
4	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項 28 号の 2 については、取引規模が急激に拡大した店頭 FX 取引市場において、店頭 FX 業者の決済リスク管理体制の強化を促す措置を講じるため、店頭 FX 取引に関する個別のリスク情報の開示を義務つけるものと理解している。他方、金融機関が取扱う店頭通貨オプション取引等については、ポートフォリオ管理が一般的であり、多様なパラメーターを用いて全体の中でリスク管理がなされており、当該取引に関する金商業等府令案第 117 条第 1 項 28 号の 2 に規定するリスク情報は一般投資家向けに開示すべきリスク情報として馴染まないと考えられる。については、リスク情報の開示の対象となる取引は店頭 FX 取引に限定されることが明確となるよう所要の修正を加えていただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、規制の対象範囲が明確となるよう規定を修正いたします(金商業等府令第 117 条 1 項 28 号の 2、123 条 1 項 21 号の 4、21 号の 5、21 号の 6)</p>

5	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項 28 号の2については、店頭FX業者を対象とするものであることから、対象となる取引は金商業等府令第 123 条第 4 項に規定する「通貨関連店頭デリバティブ取引」ではなく、金商業等府令第 117 条第 1 項第 39 号に規定する「特定通貨関連店頭デリバティブ取引」とすべきではないか。</p>	
6	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の2に規定する「平均証拠金率」について、登録金融機関が法人を相手方として各社の信用力に応じた与信枠に基づく通貨関連店頭デリバティブ取引を行う場合には、算出が困難であるため、開示の対象外として頂きたい。</p>	
7	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の2イの「いずれか少なくない額からいずれか少ない額を除いた額に占めるカバー取引により損失が減少しない額の割合」とは、基準時点における顧客のネット取引額に占める、業者によるカバー取引が行われていない額の割合という理解でよいか。</p>	<p>ご質問の「顧客のネット取引額」が意味するところが必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号の2イに規定されている事項は、基準時点における通貨の売付け等及び通貨の買付け等に係る特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額のうち、いずれか多い額からいずれか少ない額を除き、その結果得られた額を分母として、カバー取引により損失が減少しない額を分子として算出される割合です。</p>
8	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の2イについて、カバー取引において、基準時点で店頭FX業者が顧客より多く建玉をたてた場合、未カバー率はマイナス(あるいは、超過取引額を分子として算出する)として公表するのか、それともゼロ未満はゼロ%として考えてよいか。</p>	<p>金商業者等が顧客との特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額よりも大きな額のカバー取引を行う場合であっても、金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号の2イに規定する「カバー取引により損失が減少しない額」が負の値となることはないことから、当該額の最小値は0となるものと考えられます。</p>
9	<p>一般的に投資家は、実現損益、評価損益、ポジション管理、証拠金残高管理などの取引状況に関する管理を、月次ベースで管理することが多いことから、「平均証拠金率」(金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の2ハ)の開示について、基準時点を「月末時点」とすることが望ましいのではないか。</p> <p>これにより、開示データが店頭FX業者に対する決済リスク管理強化だけでなく、顧客にとっても他のマーケット参加者の実質レバレッジの状況が比較でき、有用な情報開示になると考える。</p>	<p>金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号の2ハに規定する事項の基準時点は、指定告示第2条第3号で「当該月の最終営業日における金融商品取引業者等の取引終了時点」と規定しています。</p>

10	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の 2 では、他の業者等の信用格付ごとに行ったカバー取引の額の割合(同号ロ)について、インターネットの利用その他の方法により公表することになっている。一方、金商業等府令第 94 条第 1 項第 1 号ではカバー取引相手方の商号等が、契約締結前交付書面の記載事項となっているため、例えば同一の信用格付を有する他のカバー取引先が存在しないような場合、当該公表により、特定のカバー取引先との取引情報が実質的に開示される状況が生じることが懸念される。このような状況はカバー取引先間に不公平を生み、公正な競争を阻害しかねない。よって、特定のカバー取引先との取引情報の実質的な開示を伴わない方法での公表を検討頂きたい。例えば、同号ロを、投資適格である他の業者等と行ったカバー取引の額[の合計額]の割合、とすることで規制目的は達成しつつ、特定のカバー取引先との取引情報の実質的な開示を伴わない方法での公表になるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、カバー取引の相手方が実質的に特定されない形での開示も認められるよう開示方法の規定を一部修正いたします(金商業等府令 117 条 1 項 28 号の 2ロ)。</p>
11	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の 2 ロについて、「又は他の業者等の信用格付(金融庁長官が指定する者が付与するものに限る。)ごとに行ったカバー取引の額の割合」とは、カバー先の具体的名称は明記せず、信用格付けごとに割合を公表すれば良いと考えるが、当該認識で相違ないか。また、その場合、1 つの基準、例えば、金融庁告示第 28 号にある信用リスク区分ごとや、BBB 以上、BBB 未満という区分けでの公表で良いか。</p>	<p>ご理解のとおり、金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の 2ロに規定する事項を公表する際には、当該相手方の名称を明らかにする必要はなく、「信用格付(金融庁長官が指定する者が付与するものに限る。)に応じて」当該事項を公表することが求められています。</p> <p>金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号の 2ロに規定する事項について、信用格付ごとに公表することを求めるものではありませんが、投資者が当該金商業業者等におけるカバー取引等のリスク情報を適切に理解できるよう区分けして開示する必要があります。</p>
12	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の 2 ハ中の「デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額」における「証拠金等」とは、取引の証拠金として利用できる金額との認識でよいか。</p>	<p>金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号の 2ハ中の「証拠金等」は、金商業等府令第 117 条第 1 項第 27 号に規定するとおり、「委託証拠金その他の保証金」です。</p>
13	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の 2 イとロが「〇〇に占める△△の割合」となっているのに対し、ハは「△△が〇〇に占める割合」となっているのは平仄が揃っていないのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号の 2イ～ハの記載について平仄を合わせるよう同号ハの規定を修正いたします。</p>

14	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の 2 ハについて、平均証拠金率の公表を目的としていると思料するが、証拠金等やデリバティブ取引の額はグロスで算出するのか。その場合、両建て時はいわゆる MAX 方式(売、買ポジションの大きい方の証拠金)で算出するのか。</p>	<p>金商業者等は、全ての特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額に占める特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額の割合を公表する必要があります。</p> <p>顧客が両建てで特定通貨関連店頭デリバティブ取引を行っている場合には、その売付け等及び買付け等のいずれについても特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額に含める必要があります。</p>
15	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の 2 ハについては平均証拠金率の公表、つまり業者の未収金リスクの公表を目的としていると思料するが、顧客口座の単純平均をとると、特定顧客の証拠金の過多により、平均値が偏る可能性があるため、未収金額については、真のリスクが隠れてしまうのではと危惧する。</p> <p>また、未収リスクのない、残高なし口座や、建玉がなく残高のみある口座の算入方法について示されたい。</p>	<p>一般的には、店頭 FX 取引の証拠金率が低い場合、顧客未収金リスクが大きくなることを踏まえ、金商業者等は、全ての特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額に占める特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額の割合を公表する必要があります。</p> <p>ご質問の「残高なし口座」や「建玉がなく残高のみある口座」が意味するところが必ずしも明らかではありませんが、いずれにしても「特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額」又は「特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額」に該当する場合には、それぞれの額に含めて計算することになると考えられます。</p>
16	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の 2 イ～ハの割合は、いずれも分母はフロー概念(取引の額)、分子はストック概念のように読めるが、それが規定の企図するところか。少なくとも、再構築コストに関わる情報である口および顧客未収金リスクに関わる情報であるハの分母はストック概念でなければ、開示させようとする情報が適切に伝わらないと考えられる。</p>	<p>金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号の 2 イの「特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額」の定義は、同条第 8 項に規定する「維持必要預託額」を算出する際に用いる「通貨関連店頭デリバティブ取引の額」の定義も踏まえて、規定しているものです。</p>
17	<p>適正な内容であり、本改正に賛成である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
18	<p>店頭 FX 業者の決済リスク管理強化は理解できるが、銀行の破綻リスク度をどう設定していくのか、これについての理屈がよくわからない。</p>	<p>金商業等府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4 に規定するストレステストについて、その具体的な内容は金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則で定めることとなります。</p>
19	<p>有識者検討会を拝見。これまでの FX 会社の中には、スプレッドを操ったり、会社に都合の悪い顧客は断ったり、金融取引会社としての自覚に欠けた会社も散見されてきたのは事実。金融庁が自己資本の拡充を含めて、業としての改善を求めるのは良いことだと考える。ただ、ストレ</p>	

	<p>ステストを過去の歴史上最大のリスク度を基準とし、それも取引終了時でなく、日中取引中に発生した場合も含めて日々実施するというのは少し厳しすぎるのではないか。また、G-SIFIs については破綻リスクを含めてリスクレベルを上げるといふ話も有識者会議報告書にあったが、一方で、同じレベルの銀行をカウンターパーティーにしている中央清算機構のリスク度がゼロというの首を傾げるところ。</p>	
20	<p>今回のパブリックコメントの対象となった論点を議論した金融庁の有識者検討会で、取引所との比較を踏まえて店頭FX業者は様々な制度対応が求められることになったが、検討会席上で複数の有識者から「店頭業者に禁止されている不招請勧誘を取引所に容認しているのは見直すべき」との趣旨の主張が複数回なされ、それへの反対意見が一切出されなかったにもかかわらず、本件への対応がなされていない理由をお聞かせ願いたい。</p>	<p>本改正は、店頭 FX 取引について、その市場規模の拡大に伴い、金融市場に与える影響が増大していることを踏まえ、店頭 FX 業者に対し、決済リスク管理強化等の観点から、所要の対応を求めるものです。</p> <p>ご記載いただいた内容については、ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>